

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所のJ-PARCアクセス道路設置に伴う許認可手続に係る行政相談

2. 日 時：令和5年1月11日（水）14時45分～14時54分

3. 場 所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門

立元管理官補佐、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

放射線管理部 環境放射線管理課 マネージャー 他3名

安全・核セキュリティ統括部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。規制庁中澤です。それでは行政相談、
0:00:07	の破壊させていただきますよろしく申し上げます。
0:00:12	本日はですね去年の7月21日と12月14日に相談いただきました。
0:00:19	J-PARCアクセス道路の設置に伴う許認可手続きについて、回答と いう形で、行政相談の回答という形で面談をさせていただければと思 いますよろしく申し上げます。
0:00:36	まずこちらの方から回答をお伝えして、そのあと何かございましたら質 疑というか、そういうふうに進めていきたいと思いますが、いかがでし ょうか。
0:00:50	はい。こちら厳格です。お願いします。
0:00:53	はい、承知しました。
0:00:56	それでは、こちらからまずお伝えさせていただきます。
0:01:02	前回ですね、許可、設工認、保安規定の申請の流れについて、ご説明い ただきまして、
0:01:09	まず、順番に回答させていただければと思います。まず、きょカーです けれども、これは説明いただいた通り、設置変更許可の手続きを1回行 うという認識で問題ないと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:25	その理由ですけれども、ちょっと通り法律のところから根拠を申し上げさせていただきますと、
0:01:35	表の 23 条で、許可申請書の記載内容が定められているんですけども、
0:01:41	その他の試験研究用等原子炉及びその附属附属施設の位置構造設備、
0:01:48	を変更する際には、変更許可の手続きをとっていただく必要がありますし て、
0:01:54	その試験研究用、
0:01:58	原子炉の一井のところなんですけれども、
0:02:03	やっぱり試験炉則の第 1 条の 3 に、敷地及び、
0:02:09	すいません敷地の面積及び形状が含まれるというふうに書いてあります ので、敷地 G の下が変更になる際は、
0:02:21	敷地の変更は今回 1 回というお話でしたので、ちょっと 1 回の申請で十 分であるというふうに考えております。
0:02:30	続いて、設工認の方ですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	<p>ちょっと前回と繰り返してしまっていますが、個別の設工認の要否については設置変更許可の申請の処分が認めさせた段階で、改めて詳細を確認する必要が、</p>
0:02:47	<p>あると考えておりました、現時点では、</p>
0:02:51	<p>判断できる段階ではないと考えております。ただ、原則としてですね、技術基準規則で定められている事項に変更を及ぼす工事。</p>
0:03:03	<p>を行う際には、原則として設工認申請が不要であるというふうに考えておりました、</p>
0:03:13	<p>ただ、設備の更新など同一仕様への既許可と同一仕様の設備への更新であれば、ここの変更の内容に照らして、センス先進性不要というふうというふうに行っている場合もあるという状況でございます。</p>
0:03:29	<p>例えばなんですけれども今回、</p>
0:03:33	<p>済いただいたフェンスの新設、</p>
0:03:37	<p>について設工認不要というふうに説明いただいたと思うんですけども、これはですね技術基準規則の第9条に、人の不法な侵入の欲しいという</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:48	項目がございましてそこにも関係していることから、原則としては設工認申請が必要ではないかというふうに考えておりますので、
0:04:01	それを含めて申請スケジュールの方考えていただければと思っております。
0:04:07	あと、すいませんなお、今後設工認申請要否について行政相談を行う場合は、他の設工認の用品に関する行政相談と同様に、
0:04:19	許可等を新設する設備の仕様を比較する表等を作ってください、同一性能であるかどうかを含めて説明していただくようお願いいたします。
0:04:33	続きまして保安規定ですけれども、
0:04:37	こちらは保安規定の変更認可申請を2回に分けて行うという認識で問題ないと考えております。
0:04:46	その理由ですけれども、保安規定の審査基準の方に、周辺監視区域に関する要求事項がございまして、
0:04:56	今回、道路工事に伴い、周辺監視区域が綺麗に下位変更されるので、申請も2回な必要というふうに考えております。こちらからは以上になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:12	何かご質問、確認してしておきたい点等ございましたらお願いいたします。 す。
0:05:21	はいこちら原科研フクシマです回答いただきありがとうございました。
0:05:25	大木坂田島津。1点確認なんですけども、許可と保安金については申請 回数の確認にいただいてありがとうございました。
0:05:37	設工認の申請の中でということで、フェンスの話をされていたんですけども、こちら、フェンスについても設工認、
0:05:48	が必要だということと、今判断されたということによろしいですか。そ れとも今後また用品について助成相談するべきということでしょうか。
0:05:59	%どちら、規制庁の中沢です。どちらかというと後者の方になります。 現段階では、設工認の要否が判断できる段階ではございませんので、
0:06:11	また、
0:06:14	先ほど申し上げた通り既許可との、
0:06:18	仕様の比較でしょうか。何か何かで、
0:06:23	表への不要、
0:06:25	もし不要とお考えであれば旨お話を示していただいてまた相談いただく という形かと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:37	<p>経営監フクシマです。ありがとうございます。わかりました。こちらでまた整理した上でズーンバをいただければと思います。失礼します。はい。よろしくをお願いします。</p>
0:06:48	<p>促進。はい。どうぞ。</p>
0:06:53	<p>規制庁タツモトです。</p>
0:06:54	<p>今の件、ちょっと補足させていただくんですけども、</p>
0:06:58	<p>通常の手続きの流れであれば許可取っていただいて、その後設工認保安規定と進むわけです。それでまず最初の許可の段階で、許可の中身だけではなくて、後段規制で、どういう手続きが必要になるかっていうところの確認をさせていただくと思います。</p>
0:07:16	<p>そのときに、その許可の審査の段階で、設工認ではこういう申請が必要なんですってというような調整が入ってくるかと思いますので、その段階で明確に、設工認どういう申請が必要なのかまたはいらないのかっていうところが把握できるかと思います。</p>
0:07:32	<p>一方で許可を取る前にモニタリングポストを移出したいとか、何かで、設工認不要でやりたいような話がある場合にはですね、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	<p>そういうものは別途行政相談をして欲しいってところで、前日も申しましたけど施設使用が一緒であるとかいつもの行政相談のような中身を説明していただいた上で、</p>
0:07:54	<p>手続き不要でやりたいってような説明を改めてしてくださいってのは別途お願いしているところになります。</p>
0:08:03	<p>5点よろしいでしょうか。</p>
0:08:08	<p>はい、原科研フクシマです。わかりました。ありがとうございます。そのような形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。よろしくお願ひします。</p>
0:08:23	<p>他何かございますでしょうか。</p>
0:08:29	<p>特になければ、多分これ見て、</p>
0:08:34	<p>行政相談のほう終了させていただきたいと思います。</p>
0:08:38	<p>ありがとうございました。</p>
0:08:41	<p>ありがとうございました。</p>
0:08:44	<p>ありがとうございました。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。